

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」の作成について（案）  
 高圧ガス部

1 . 同規範作成の経緯、趣旨等について

- (1) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震<sup>1</sup>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」<sup>2</sup>（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法」という。）は、平成16年4月2日に公布され、平成17年9月1日に施行されている。この法律により、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」（同地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）を定めなければならない者の一つに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域<sup>3</sup>」（以下「推進地域」という。）内の高圧ガス保安法に係る第一種製造者がある。ただし、推進地域内の全ての第一種製造者が対象となるのではなく、同地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画<sup>4</sup>」（以下「基本計画」という。）で定める者に限られ、また、不活性ガスなどの製造に係る事業者は除かれる（以下同じ。）

対象となる第一種製造者の場合、高圧ガス保安法に基づく「危害予防規程」に対策計画として必要な事項を定めたときは、対策計画とみなされることとなっている。なお、既設の第一種製造者については、推進地域指定の日から6月以内に対策計画を作成することとなっており、知事に届けるとともに、写しを市町村長に送付する。

なお、現時点で基本計画は未制定であり、対策計画を定めなければならない者は確定されていない<sup>5</sup>。

- 1：房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震（予知体制は確立されていない。）

《参 考》

東海地震：直前予知を前提とした地震対策

警戒宣言により地震防災応急対策の実施等

- 2：平成15年7月25日に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（近い将来に発生する可能性が高く、著しい地震被害が生じるおそれがある東南海・南海地震を対象としたもの。以下「東南海・南海地震特措法」という。）と法の目的は同じであり、条文の構成、文言等も、ほとんど同じ（積雪寒冷地域への配慮を追加）。
- 3：内閣府告示で地域が指定される予定
- 4：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法に係る防災対策推進の基本方針、推進計画（都道府県、市町村等が定めるもの）・対策計画の基本となる事項等重要事項について、国の中央防災会議が定めるもの
- 5：基本計画の別表で区域が指定される予定

- (2) 「対策計画として必要な事項」は、コンビナート等保安規則・一般高圧ガス

保安規則・液化石油ガス保安規則・冷凍保安規則が改正（平成17年9月1日公布・施行）され、これらの省令に、

- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保」
- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練 並びに 地震防災上必要な教育及び広報」

に関する事項の細目とすると定められている。これらの事項は、東南海・南海地震対策特措法対応の省令改正で定められたもの（平成15年7月25日公布・施行）と同一である。

平成17年9月の省令改正を受け、対象となる第一種製造者が必要な事項を定める際の参考となるように、これらの事項に関する考え方、これらの事項の細目として掲げるべき内容等を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」として制定する必要がある。ただし、両特措法の目的、上記省令改正の内容が同一であるので、平成16年4月に制定した「東南海・南海地震防災規程の規範」を準用し、法令名称、地震名称等の置き換え等で対応できると考える。ただし、可能性は少ないが、今後国の中央防災会議が定める基本計画に、東南海・南海地震対策特措法関係では規定されていない事項が追加されること等があれば、規範への反映の必要性について検討することとする。

なお、東南海・南海地震防災規程の規範は、事業所の規模、業態等を考慮し、次の3種類を制定し、頒布しており、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範も同様とする。

- 特定の事業所用（処理能力100万 $m^3$ （専ら充てんの場合200万 $m^3$ ）以上の事業所用）
- 一般の事業所用（ の処理能力未満の事業所用）
- 冷凍関係の事業所用

## 2．東南海・南海地震防災規程の規範の内容等について

規範本文では、コンビナート等保安規則等省令で規定された対策計画として必要な事項の細目を中心に規定し、また、解説では、これら細目についての考え方、遡って東南海・南海地震特措法の目的等を理解し、必要な対策を講じるうえでの考え方等について解説している。

## 3．日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の検討の方法、制定等について

1(1)で記述しているように、東南海・南海地震特措法対応で危害予防規程に追加して定める事項と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法対応で危害予防規程に追加して定める事項は同一であり、また、既に「東南海・南海地震防災規程の規範」を制定し、頒布している。したがって、原案作成のための分科会を設置するまでの必要はないと考えられるため、事務局（高圧ガス保安協会高圧ガス部）において、「東南海・南海地震防災規程の規範」の法令名称、地震名称等の置き換えを行い、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」（案）を作成する。この案について高圧ガス規格委員会及び冷凍空調規格委員会で審議し、書面投票により決議し、パブリックコメントを実施する。コメントへの対応等所定の手順を経たうえで、制定する。

以上

東南海・南海地震に係る地震防災対策の  
推進に関する特別措置法関係  
スケジュール

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る  
地震防災対策の推進に関する特別措置法  
関係 スケジュール

- 1．平成14年7月26日  
同特別措置法公布
- 2．平成15年7月25日
  - ・同特別措置法施行
  - ・高圧ガス保安法 一般則、液石則、コンビ則、冷凍則の改正(危害予防規程への必要事項の追加)公布・施行
- 3．平成15年12月17日  
地震防災対策推進地域の指定  
(内閣府告示)
- 4．平成16年3月31日  
防災対策推進の基本計画の公示  
(中央防災会議)
  - ・地震防災対策計画を定めなければならない者の確定
  - ・KHK 東南海・南海地震防災規程の規範の確定
- 5．平成16年4月12日  
KHK 東南海・南海地震防災規程の規範の発行
- 6．平成16年6月16日  
地震防災対策計画の作成(危害予防規程への必要事項の追加)  
期限(3．から6月以内)

- 1．平成16年4月2日  
同特別措置法公布
- 2．平成17年9月1日
  - ・同特別措置法施行
  - ・高圧ガス保安法 一般則、液石則、コンビ則、冷凍則の改正  
(危害予防規程への必要事項の追加)公布・施行
- 3．以下 左欄と同様